

長期使用構造等確認業務 手数料

1. 一戸建ての住宅（新築）

(税込)

延べ面積 (㎡)	区分	通常の場合 (円)	住宅性能評価と併せて申請 (円)	軽微変更 該当証明 (円)
～100	一般	50,000	15,000 + ※2	11,000
	型式認定	38,000	15,000 + ※2	11,000
	製造者認証	38,000	15,000 + ※2	11,000
100超～200	一般	55,000	15,000 + ※2	11,000
	型式認定	44,000	15,000 + ※2	11,000
	製造者認証	44,000	15,000 + ※2	11,000
200超～	一般	76,000	15,000 + ※2	11,000
	型式認定	53,000	15,000 + ※2	11,000
	製造者認証	53,000	15,000 + ※2	11,000

※ 1. 変更に係る確認業務手数料は、上記手数料の50%（百円単位切り上げ）とさせていただきます。

※ 2. 住宅性能評価と併せて申請に係る手数料は、上記手数料と別に設計住宅性能評価手数料が必要となります。

※ 3. 当機関の交付した確認書又は住宅性能評価書を用いずに軽微変更該当証明を行う場合は、軽微変更該当証明手数料に別途通常の場合の確認業務手数料が加算されます。

2. 共同住宅等（新築）

住宅性能評価業務手数料の共同住宅等（新築）を基準として、別途見積とさせていただきます。

3. 一戸建ての住宅、共同住宅等（増築・改築、建築行為なし）

別途見積とさせていただきます。